

緊急事態宣言に伴う 朝霞市立朝霞第五小学校 新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン

最終更新日：令和3年1月12日

本ガイドラインは現段階で得られている指針や知見に基づき作成しています。
今後も随時、感染状況等に応じ、見直すことがあります。

参考資料

- *文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5) 令和2年12月3日
- *文部科学省：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）令和3年1月8日
- *埼玉県教育委員会；新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）令和3年1月8日

緊急事態宣言を踏まえた 新型コロナウイルス感染症 予防対策の徹底について

1. 学校における感染症予防の基本
2. 健康観察の徹底
3. 感染リスクの高い教育活動の回避
4. 心のケアへの対応
5. 基本的な感染症対策
 - ・ 学校内 ・ 家庭 ・ 来校者



1. 学校における感染症予防の基本

て・**ま**・**き** で

かんせんしょう よぼう たの がっこう

感染症予防！楽しい学校！



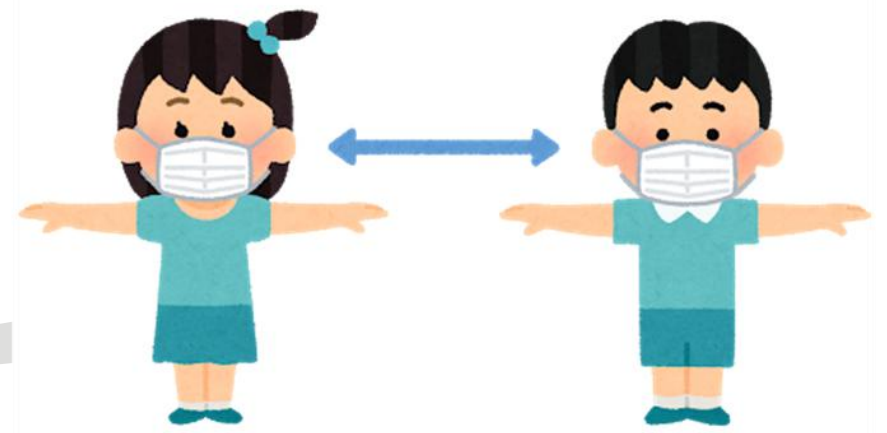
て：手洗い **ま**：マスク **き**：きょり



て あら
手洗いをていねい
にしましょう
ウイルスをじゅう
ぶんになくせませ



マスクをつけて
すごしましょう
とうげこう たいいく とき
* くち はな
口と鼻をしっかりと
おお
覆いましょう。



くっついたり
むきあって
おしゃべりは
やめよう

2. 健康観察の徹底



- ・ 児童教職員の登校・出勤前の健康観察の徹底
- ・ 登校後の体調不良者の早期発見
- ・ 養護教諭との迅速な対応



児童及び
同居家族が
風邪症状や
体調不良の
場合は
登校を控える

早退

体調不良時は
無理せず休もう

登校後の
体調不良者は
早退の措置

3. 感染リスクの高い学習活動の回避

緊急事態宣言中…以下の活動については、一時停止

教科	感染リスクの高い活動の内容
各教科等に 共通する活動	<u>児童が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等</u> <u>近距離で一斉に大きな声で話す活動</u>
音楽	<u>室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏</u>
家庭	<u>児童同士が近距離で活動する調理実習</u>
理科	<u>児童同士が近距離で活動する実験や観察</u>
図画工作	<u>児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動</u>
体育	<u>児童が密集する運動</u> <u>近距離で組み合ったり接触したりする運動</u>
特別活動・学校行事等	<u>児童が学年を超えて一堂に集まって行う行事等</u>

* 体育授業の留意点

【体育の授業実施】

- ・ 可能な限り屋外で実施
- ・ 屋内で実施の場合、呼気が激しくなる運動を避ける

【運動時のマスク】

- ・ 運動時の着用は必要ない
- ・ 運動を行っていないときはマスク着用
- ・ 呼気が激しくならない軽度な運動時はマスク着用

【授業内容】

- ・ 集団で行う活動は避け、個人で行う活動とする
- ・ 特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技:パスやシュート等）
を実施する際は十分な距離を空ける

4. 心のケア



児童の心と体の健康観察

- 日頃の心と体の両面からの健康観察の徹底
- Googleフォームによる定期的な健康観察の実施

心と体のケア

- 実態に応じた情報の発信や生活指導
- 養護教諭やSC、相談機関との連携、支援
- 必要に応じて個別面談や健康相談の実施



5. 基本的な感染症対策 ～学校内における対策～



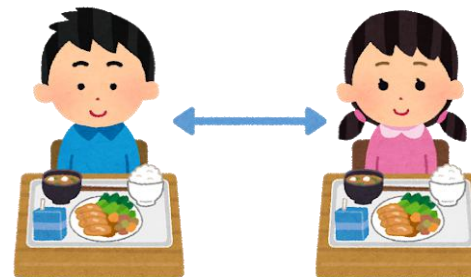
常時換気
(*冬場は防寒対策を併せて実施)



**入室前
手洗いの徹底**



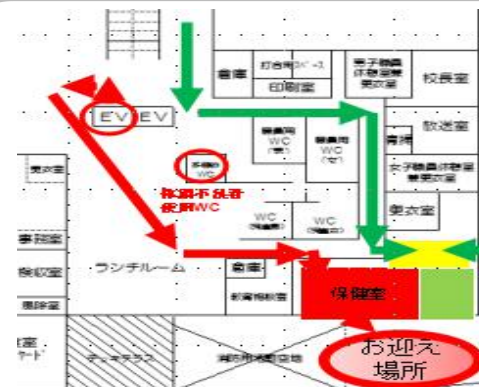
**共用箇所・机等の
衛生保持と消毒**



前向き無言給食



**マスク
着用
の徹底**



**ゾーニングの
遵守**

5. 基本的な感染症対策 ～家庭における対策～

基本的な
感染症対策は
しっかりと
続けましょう



手を洗おう



消毒しよう



うがいしよう



マスクをしよう



換気をしよう



うちで過ごそう



毎日、検温
健康チェック



症状があるとき
家族が体調不良
の時は登校を
控えましょう



規則正しい
生活習慣



不要不急の
外出は
控えてください

外出は少人数
短時間で

5. 基本的な感染症対策



～来校者における対策～



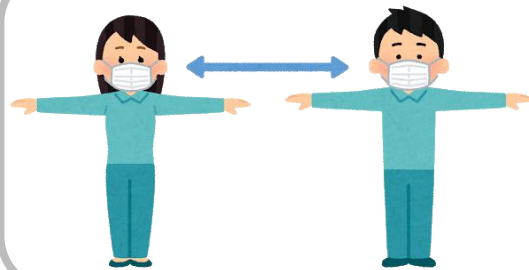
ご来校の際には

- ・ 検温等の健康観察
- ・ 学校指定名札、マスクの着用



校舎内では

- ・ 入校の際、手洗い又は手指消毒、検温
- ・ フィジカルディスタンス（1m以上）の確保
- ・ 会話は最低限に



校舎外では

- ・ フィジカルディスタンスの確保

万が一、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合については、

保健所の指示に基づき、対応をさせていただきます。

その際、来校された方に、ご協力をお願いする場合があります。予めご了承ください

新型コロナウイルス感染症

- 登校・早退・出欠席の扱いについて -

状況	基本的対応	出欠席の扱い
児童が感染した場合	登校不可	出席停止（学校保健安全法第19条） * 治癒するまで
児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合		出席停止（学校保健安全法第20条） * 感染者と接触した日から2週間
児童の体調不良、風邪症状、発熱など	登校自粛	出席停止（学校保健安全法第19条） * 解熱後の登校の基準は地域感染状況により判断
同居家族が体調不良である児童生徒		出席停止（学校保健安全法第19条） * 同居家族の症状がなくなるまで
登校後学校において発熱を確認	早退及び自宅休養	出席停止（学校保健安全法第19条） * 症状がなくなるまで
心配なので登校させたくない	保護者判断による登校自粛	地域感染状況に応じ校長の判断により出席停止 (非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日)

新型コロナウイルス感染症に係る登校対応フロー -朝霞市立朝霞第五小学校-

